

新たな障害者基本計画の在り方について

委員名 石野富志三郎

新たな障害者基本計画の在り方について、全体構成に関する御意見や、現行の障害者基本計画に加えるべき観点や項目がございましたら、御記入ください。

※ただし、現行計画の「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」に関わる個別論点は、小委員会で検討しますので、今回の枠組み意見からは除いてください。

1) 障害者権利条約の第9条「アクセシビリティ」には「締約国は、全ての当事者にインターネットも含めたアクセシビリティの提供を行う為のあらゆる適切な措置を講じ、それを妨げる問題を撤廃する。」ということが書かれています。この条文は、障害者の社会参加におけるバリアフリー化と情報通信技術の関係という立場から、極めて重要な意味を持っています。

国内法の整備にあたっては、全ての障害者が情報通信技術の分野でどのようなことを望んでいるのかを障害種別毎に把握し、それらを法律の拡充・改正につなげていくことが望まれます。障害者の社会参加におけるアクセシビリティの問題、特に、情報の受信および発信という問題を考える際は、課題を「音声情報の可視化」と「手話言語や書記言語による情報」の観点に分けて取り組むことです。障害者のアクセシビリティに関する要望は、先ほどの観点に沿って整理し検討することが有効であると考えられます。

2) 同条第21条「表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス」締約国は、障害者が、第2条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意思の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む）についての権利を行使することができることを確保するための適当な措置をとる。と書かれています。

障害者が地域で豊かな暮らしづくりを促進するためには、手話を含む言語などのコミュニケーション保障についても選択の機会を確保、またコミュニケーション支援者の育成・養成が強く求められています。とりわけ地方障害者計画の策定にあたり格差の解消および社会的な障壁を取り除くよう努力すべきことが明記されるべきです。新たな枠組として専門職の養成機関の拡大に向けた多面的な推進も必要かと思えます。